

鳥取県告示第609号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日	支援の種類
鳥取県	鳥取市江津260	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津260	平成24年9月30日	放課後等デイサービス